

あきた治験ネットワーク 規約

(目的)

第1条 あきた治験ネットワーク（以下「治験ネットワーク」という。）は、秋田県内における医療機関の連携による質の高い、効率的な治験・臨床研究が実施できる体制を整備することにより、治験・臨床研究の活性化を図るとともに、県民に対する最新医療の享受の機会の提供、医療技術の発展及び医療産業の振興等に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、治験ネットワークでは以下の事業を行う。

- (1) 治験・臨床研究に係る手続の効率化、症例集積及び実施率向上等に関すること
- (2) 治験・臨床研究に係る情報提供に関すること
- (3) 治験・臨床研究に係わる医師、治験コーディネーター、薬剤師、事務員等の研修等に関すること
- (4) 県民に対する治験・臨床研究の啓発に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

(構成員)

第3条 治験ネットワークは、治験ネットワークの目的に賛同する秋田県内の医療機関で構成する。

(加入及び脱退)

第4条 治験ネットワークに加入しようとする医療機関は、別に定める参加申込書を治験ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

- 2 治験ネットワークを脱退しようとする医療機関は、別に定める脱退届を事務局へ提出するものとする。

(運営委員会)

第5条 治験ネットワークに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(実務担当者連絡会議)

第6条 治験ネットワーク参加医療機関の治験管理部門間の連絡調整、情報交換等を行うため、実務担当者連絡会議を置く。

- 2 実務担当者連絡会議の組織及び運営については、別に定める。

(診療領域グループ)

第7条 治験ネットワーク参加医療機関による治験・臨床研究を効率的に実施するために、診療領域グループを置くことができる。

2 診療領域グループの組織及び運営については、別に定める。

(事務局)

第8条 事務局は、秋田大学医学部附属病院臨床研究支援センターに置く。

2 事務局規程については、別に定める。

(会費)

第9条 原則として会費は徴収しないものとする。ただし、セミナー等の開催に際して、必要に応じて会費を徴収できるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、治験ネットワークの運営に必要な事項は、運営委員会において別に定める。

附則

1 この規約は、平成22年3月2日から施行する。

2 この規約は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

3 この規約は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。